

正副会長の活動状況

7カ月を振り返って（担当会務を中心に）

日本弁理士会副会長 小川 眞一

(1) 就任して早7カ月が経ちました。会務に追われる毎日ですが、今年の執行部は「和」を以て事に当たること、今のところ難しい局面も何とか凌いでおります。事務局も週1回のノー残業デーを水曜日に定め、また事務負担を極力軽減する行事設定により、今年度は残業時間も3～4割減少しました。規制緩和・民間開放推進会議からは本会の強制加入制度撤廃を求める声も聞かれましたが、韓国弁理士会が任意加入にして失敗し、最近また強制加入に戻した例も追い風となり、日本弁理士会の強制加入制度は維持されそうです。

(2) 小生の担当は、中央知的財産研究所、意匠委員会、商標委員会、著作権委員会、不正競争防止法委員会、北海道支部、事務局などとなっております。中央知財研、北海道支部は直接担当しておりますが、意匠委員会と不正競争防止法委員会は峯唯夫執行理事に、商標委員会と著作権委員会は久門保子執行理事に、また事務局は小池寛治執行理事にお手伝い頂いております。今年は懸案事項として、弁理士法改正問題がありますし、また知財推進計画の策定と実行が進む中で弁理士への期待も高まっておりますので、自民党の調査会や民主党の研究会などでは、「弁理士」を意識した発言も多く頂いております。弁理士に対する認識は一昔前とは隔世の感があります。それだけ社会に対する責任が重くなって来たのだと思います。

(3) 今年は3月末の農林水産省「知的財産戦略本部」の表敬訪問を契機に、農林水産省とのお付き合いも始まりました。小生その担当もしておりますが、農林水産省には、日本弁理士会の地域知財支援活動の説明に伺ったり、特許法等講義の講師を派遣したりしております。農林水産省関連の団体からは、つい先だって全国9カ所の地域ブランドセミナーの講師と全国5カ所×2回＝10回の地域ブランド及び知財マネジメントに関するアドバイザーの派遣を求められております。農林水産省からも種苗法等の改正などにつき、弁理士会会員への周知方をお願いなどを頂くようになりました。弁理士の活動の場はますます拡がりそうです。

(4) 日本弁理士会の附属機関である中央知的財産研究所は、今年で設立11年目を迎えます。知的財

産に関する諸問題を12、3名の内外研究員で構成する幾つかの研究会で、約1年半～2年のスパンでテーマを決めて研究し、その成果を報告書の形で発表しております。設立以来既に20程の報告書がまとめられております。この報告書は会員に無料で配布されるほか、官庁、裁判所、大学、学会その他の知財関連研究機関にも無料で配布しております。学者の論文に頻繁に引用されるなど、その評価はすこぶる高くなっております。今年7月には「損害賠償論」、「不正競争防止法における営業秘密の保護」、「知財信託」の3研究会の研究が終了し、ただいま研究報告書の取りまとめ中です（10月初旬現在）。この3テーマについては、去る9月27日開催の「第4回公開フォーラム」（全社協・灘尾ホール）においても発表されましたが、あいにくの雨にも拘わらず、会員を含む知財関係者264名の参加を得て大盛況のうちに終了いたしました。新規研究テーマは、大阪で「複数人が関与する知的財産権侵害について」（主任研究員：大瀬戸豪志教授）、東京で「クレーム解釈をめぐる諸問題」（主任研究員：高林龍教授）、「進歩性について」（主任研究員：大淵哲也教授）及び「商標の使用について」（主任研究員：土肥一史教授）に決まり、既に研究に入っております。研究成果はまた来年度中には報告書の形で発表されると思います。ご期待下さい。

(5) 今年度は、専門委員会の強化、委員会の会員レベルアップ支援ということで、小生の担当する専門委員会も第一線でご活躍の方に極力入って頂いております。特許庁との意見交換会を委員会主導で行い、パブコメにも積極的に対応し、またパテント誌なども積極的に活用して成果を発表して頂いております。また、地域知財支援活動の一環として、地域ブランドの説明や著作権の講義なども知財協定を結んだ道県より要請があり、商標委員会や著作権委員会などに講師をお願いしております。

なお、専門委員会に関係する「意匠法等の一部を改正する法律」が、今年の通常国会で成立し、6月7日に法律第55号として公布されました。既に特許庁ホームページに紹介され、JPAA ジャーナル等でもお知らせしておりますので、ここでは割愛しますが、この改正内容につきましては運用が固まり次第、会員向けの研修会を開く予定でおります。